

東京有明医療大学授業料免除等規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、東京有明医療大学（以下「本学」という。）の「高い倫理観を備えた質の高い医療人を育成する」教育理念の基に学生生活を支援し、学修意欲の向上を図り学業を督励するため、授業料免除等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 授業料の免除

(授業料の免除)

第2条 人物及び学業成績が優秀であると認められる者で、次の各号に該当する場合に、授業料の一部を免除することができる。但し、免除対象者は、以下の各号の内、同一年度内に一つに限る。

- (1) 入学生で入学者選抜学力試験成績最優秀者
 - (2) 在学生で前年度の学業成績最優秀者
 - (3) 在学生で前年度の学業成績優秀者
 - (4) 経済的理由による授業料納入困難者
 - (5) 経済的理由（家計急変）による授業料納入困難者
- 2 第1項に規定する授業料の免除の人数等については、別に定める「授業料免除等選考実施基準」による。
- 3 第1項第4号及び第5号の規定により授業料の免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を指定の期日までに、学務部学生課に提出しなければならない。
- (1) 授業料免除申請書（別紙様式1）
 - (2) 申請者本人を含む世帯全員の住民票
 - (3) 主たる家計支持者及び従たる家計支持者の収入・所得に関する証明書
 - (4) 家計急変の事由を説明できる書類（第1項第5号による申請者のみ）
 - (5) その他本学が必要と認める書類
- 4 前項第3号でいう「主たる家計支持者及び従たる家計支持者」とは、父若しくは母又は父母がない場合にはこれに代わって家計を支えている者とする。

(免除の期間)

第3条 免除の期間は、1年とする。

(選考及び許可)

- 第4条 授業料の免除をする者の選考は、教授会において行い、学部長は選考結果を学長に報告する。
- 2 選考基準については、別に定める「授業料免除等選考実施基準」による。
- 3 学長は、授業料の免除の許可を決定しようとするときは、理事長の承認を得なければならない。

(免除の取消)

第5条 授業料の免除をされた者が次のいずれかに該当したとき、教授会の議を経て、学長が授業料の免除を取消す。

- (1) 提出された書類に虚偽の記載があることが判明した者
- (2) 本学の学則及び規則に背き、又は大学の秩序を乱し、懲戒処分を受けた者

2 前項の規定により免除を取消された者は、授業料の免除額を納入しなければならない。

第3章 入学金の免除

(免除)

第6条 学校法人花田学園日本鍼灸理療専門学校、日本柔道整復専門学校及び本学を卒業見込み及び卒業後5年以内に、本学に入学する者の入学金の全額を免除することができる。

2 学校法人花田学園日本鍼灸理療専門学校、日本柔道整復専門学校及び本学を卒業見込み及び卒業後5年以内並びに本学大学院を修了見込み及び修了後5年以内に、本学大学院に入学する者の入学金の全額を免除することができる。

3 入学金の免除の許可については、第4条第3項の規定を準用する。

第4章 その他

(規則の改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事長の承認を得て大学協議会が行うものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成22年4月9日から施行する。
- 2 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 3 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 4 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 5 この規則は、平成30年4月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。